

報告第7号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年1月18日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和4年10月31日 午後3時10分頃

2 事故発生の場所

つくば市■■■■■■■■■■

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

公用車で市道5-1196号線を東に向かって走行中、対向車を避けるために左側に寄ったところ、左サイドミラーを相手方宅の塀に擦過し、塀を損傷させたもの

5 和解の概要

- (1) 相手方はつくば市に対し、本件に関する損害賠償金を請求しない。
- (2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。